

岩環発第 3226 号
令和 6 年 3 月 29 日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 北名古屋市沖村権現 5 番地
名 称 有限会社ケーアイ
氏 名 代表取締役 国本 勇

令和 6 年 2 月 2 日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の条件を付して許可する。

岩倉市長 久保田 桂朗



- 1 業 種 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集運搬
- 2 許可番号 第 11 号
- 3 有効期間 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 条 件
 - (1) 関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。
特に、一般廃棄物が飛散・流出しないよう、また、悪臭・騒音などによって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 岩倉市の施策に協力するとともに、指示事項を遵守すること。
 - (3) 岩倉市のごみ分別区分に従って収集すること。
 - (4) 小牧岩倉衛生組合への搬入に当たっては、岩倉市内の収集分の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)とし、管外からの持込は絶対に行わないこと。